在宅医療介護連携圏域会議事業委託要綱

（目的）

第１条　各保健所等の管内で在宅療養を幅広く実現させるため、在宅医療や医療介護連携の課題を明らかにするとともに、在宅療養をする患者等が在宅医療の４つのフェーズにおいて、管内の関係機関が連携して医療や介護を受けることができるよう、医療連携体制や、医療と介護の連携体制の構築を推進するため、医療と介護の連携に係る会議、研修会や講演会等を団体等に委託して行うため、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　在宅療養　本人や介護者の意思に基づき、病院・診療所以外の場所において、患者が医療、介護、生活支援等の必要なサービスを一体的に受けて生活することをいう。

（２）　在宅医療の４つのフェーズ　在宅医療の体制構築に係る指針（平成24年３月30日医政指発0330第９号厚生労働省医政局指導課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」別添）の「第２　関係機関とその連携」において示されている退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りの段階をいう。

　（対象となる取組）

第３条　この事業においては、以下の各号に例示する取組であって、管内で必要とされる取組を選択して実施する。ただし、他の法令又は予算制度に基づき国及び県の負担又は補助を得て実施するものを除く。

（１）　管内の在宅医療及び医療介護連携の現状把握、課題整理の取組

（２）　地域の医療関係者による地域連携の取り組み支援

（３）　医療連携・医療介護連携に係る情報システム導入に向けた課題検討の取組

（４）　既に導入されている医療連携・医療介護連携に係る情報システム利活用のための取組

（５）　市町村職員の在宅療養や在宅医療の４つのフェーズに係る研修

（６）　訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など、介護保険制度における医療を伴うサービスの活用を促進するための取組

（７）　地域連携クリティカルパスの策定や運用を支援する取組

（８）　地域医療構想について理解を深めるとともに、関係者の役割分担等を協議する取組

（９）　小規模多機能型施設、看護と介護が複合したサービスなど、地域包括ケアにおいてさらなる普及が必要とされる介護保険制度等の施設・事業等に係る研修

（１０）　その他前各号に掲げていないものであって事前協議を受け個別に定める内容のもの

　（取組の手法等）

第４条　この事業の取組においては、下記に例示する複数の手法を組み合わせて実施し、実施効果を高めるとともに、実施効果の評価が可能で次年度以降の継続的な取組の参考となるよう配意された内容で行うものとする。

（１）　講演やシンポジウム、講義

（２）　現場見学、県内や隣県の先行例への視察など小規模な研修旅行

（３）　アンケートの実施など調査研究活動

（４）　研修を兼ねた会議の開催

（５）　手引書、パンフレット等印刷物の作成配布、ウェブサイトへの掲載

（６）　イベントの開催や既存イベントへの出展

（７）　その他前各号に掲げていないものであって事前協議を受け個別に定める内容のもの

（実施主体及び事務局）

第５条　この事業の実施主体は県とし、事務局を各保健所、各広域振興局保健福祉環境部又は各広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに置く。

　（委託先）

第６条　この事業の委託先は、本事業を的確に遂行できる能力を有する法人等であって、次の各号に例示する法人等とする。

（１）　市町村、広域連合又は一部事務組合

（２）　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人

（３）　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人

（４）　特定非営利活動法人法（平成10年法律第７号）に規定する特定非営利活動法人並びに認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

（５）　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人

（６）　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

（７）　利益の分配を目的としない権利能力なき社団であって、正規の簿記の原則に従って総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備している団体

　（委託者の選定）

第７条　この事業の受託者の選定にあたっては、第５条に定める事務局（以下「事務局」という。）が事業の実施について会議での説明や文書の発出等、管内の実情に応じた適切な方法により前条に例示する法人等に周知するとともに、事業の受託を希望する者に対して、第３条による取組及び第４条による取組の手法その他必要事項が明記された企画書等の提出を求めることとする。

２　この事業の受託を希望する者が複数いるときは、事務局において管内の実情を踏まえ、適切な方法で１者を選考すること。

　（企画書等の審査及び委託契約の締結事務）

第８条　事務局は、前条により選定された者から提出された企画書等がこの要綱に照らして適当であると認めたときは、選定された者に様式第１号により見積書及び事業実施計画書の提出を依頼し、契約手続を進めるものとする。

３　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は契約書（様式第２号）に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月４日から施行し、平成28年度の事業から適用する。